

第八回国会 厚生委員會議録 第二号

(五四)

昭和二十五年七月十五日

青柳 一郎君 大石 武二君
松永 佛骨君 柳原 三郎君
岡 良一君

が理事に当選した。

昭和二十五年七月二十日(本曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 寺島隆太郎君

理事青柳 一郎君 理事松永 佛骨君

理事金子重郎君 理事岡 良一君

田中 元君 中川 俊思君

堀川 恭平君 松井 豊吉君

垣 四郎君 柳原 三郎君

堤 ツルヨ君 福田 昌子君

荻田アサノ君 松谷天光君

出席國務大臣

厚生大臣 黒川 武雄君

出席政府委員

厚生政務次官 平澤 長吉君

委員外の出席者

社会保険制度 大内 兵衛君

社会保険制度 小島 徳雄君

社会保険制度 川井 章知君

社会保険制度 専門員 引地亮太郎君

七月二十日

理事柳原三郎君の補欠として金子重郎君が理事に補欠当選した。

七月十九日

災害救助法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一三三三号)

の審査を本委員会に付託された。

第一類第八号

厚生委員会會議録第二号

昭和二十五年七月二十日

本日の會議に付した事件

理事の互選

災害救助法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一三三三号)

社会保障に関する件

地方税法案につき地方行政委員会に

申入れに関する件

○寺島委員長 これより會議を開きま

す。

まず理事の互選を行います。前会に

おいて選任せられました理事の柳原三

郎君が、理事の辞任を申し出られてお

りますので、この際その補欠選任を行

わねばなりません。選挙の手続に關

しましては、委員長より御指名申し上

げることについて御異議ございませ

んでしょうか。

○寺島委員長 御異議なしと認めまし

て、金子重郎君を理事に御指名申し

上げます。

○寺島委員長 次に、災害救助法の一

部を改正する法律案を議題といたし、

審議に入ります。まず政府より提案理

由の説明を聴取することにいたしました

と存じます。黒川厚生大臣。

○寺島委員長 災害救助法の一部を改正する法律案

災害救助法の一部を改正する法律案

百十八号)の一部を次のように改正

する。

第三十六條を次のように改める。

第三十三條第一項から第三項までの

規定により支弁した費用及び第三

十四條の規定による補償に要した

費用(前條の規定により求償する

ことができるものを除く)並びに

前條の規定による求償に対する支

拂に要した費用の合計額が、地方

税法昭和二十五年法律第(号)

に定める当該都道府県の普通税

第三十六條を次のように改める。

第三十三條第一項から第三項までの

規定により支弁した費用及び第三

十四條の規定による補償に要した

費用(前條の規定により求償する

ことができるものを除く)並びに

前條の規定による求償に対する支

拂に要した費用の合計額が、地方

税法昭和二十五年法律第(号)

に定める当該都道府県の普通税

(法定外普通税を除く)について

同法第一條第一項第五号にいう標

準税率(標準税率の定めない地方

税については、同法に定める税率

とする)をもつて算定した当該年

度の収入見込額の百分の一を超過

するときは、その超過額に対し、

左の区分に従い負担する。この場

合において、収入見込額の算定の

方法については、地方財政平衡交

付金法(昭和二十五年法律第二百

十一号)第十五條第一項の規定に

基く地方財政委員会規則の定める

ところによるものとする。

一 百分の一を超え百分の十以下

の部分の金額については、その

金額の百分の五

二 百分の十を超え百分の二十以

下の部分の金額については、そ

の金額の百分の八

三 百分の二十を超える部分の金

額については、その金額の百分

の九

の九

の九

の九

の九

の九

の九

附則

この法律は、公布の日から施行

し、昭和二十五年から適用する。

○黒川國務大臣 ただいま議題となり

ました災害救助法の一部を改正する法

律案について、その提案の理由を説明

いたします。

災害救助法第三十六條は、国庫負担

に關する規定であります。これによ

りますと、都道府県が災害救助のため

に支弁した費用の合計額が、前年度の

標準賦課率で算定した地租、家屋税、

事業税、いわゆる三收益税の合計額の

百分の五を超過したとき、その超過額

に對して一定の率で国庫が負担するこ

となつております。ところが三收益

税は、数次にわたる標準賦課率の引上

げ等のため、非常に増加を示してお

り、昭和二十一年度と昭和二十四年度

とを比較しますと、五十八倍の増とな

つております。これに對して災害救助

に要する費用は、物価騰貴を勘案して

若干の改訂を行つたにもかかわらず、

法制定当初に比較して、三倍の値上り

になつてゐるにすぎません。つまり法

制定以後、都道府県の三收益税の増加

率と応急救助の費用の増加率との間

には、今日においては著しい不均衡

を生じて來ておるのでございます。

その結果よほどの大災害が発生しな

い限り、国庫の負担が生ずるに至り、

わめて不合理な事態を生ずるに至り、

第三十六條の規定は、実質上制定当

初の意味をまつたつて喪失してゐると

申しても過言ではないのでございま

す。災害は予見し得ない、しかも多額

の財政支出を伴うので、都道府県の

財政負担は、ただでさえ容易ならぬも

のがあり、また災害救助法では、非常

現狀を早急に改める必要があると、

かね／＼痛感されてゐたのでありま

す。たゞ／＼今国会に提出されてお

ります地方税法案によりまして、従來の

都道府県の税制が根本的に改変され、

地租家屋税、事業税は、その課税主体

その他すべてにわたつて改正を加えられ

ることになり、従つてこの三收益税を

国庫負担算定の基礎にすることが不可

能となりまして、これにかゝるもの

を新たに採用せざるを得なくなつた

わけでございます。そこでこの機会に

議案の第三十六條の改正を行うことと

し、第一には、国庫負担の基礎とし

て、従來の三收益税合計額にかゝるも

のとして、地方税法案に定める標準税

率で算定した当該年度の都道府県の普

通税収入見込額を求め、第二には、都

道府県の支弁した救助費が、その額の

百分の一を超過するときに国庫負担を

なし得るように改め、昭和二十五年

より適用することとしたのであり

ます。すなわちこの改正案は、地方税

法案により都道府県の税制が改まる機

会に、国庫負担の基礎を新税制に合せ

るとともに、国庫負担についての前述

の不合理を是正し、真に地方財政の実

情に即した国庫負担をなし得るよう

にしたものでございます。この改正によ

す。

○寺島委員長 災害救助法の一部を改正する法律案

災害救助法の一部を改正する法律案

百十八号)の一部を次のように改正

する。

第三十六條を次のように改める。

第三十三條第一項から第三項までの

規定により支弁した費用及び第三

十四條の規定による補償に要した

費用(前條の規定により求償する

り都道府県の財政負担が著しく軽減される結果、都道府県の災害救助活動が、一層積極的の實施されるようになり、罹災者の救助の万全を期し得られることと確信いたす次第でございます。

何とぞよろしく御審議の上すみやかに可決せられるよう希望いたします。

○寺島委員長 本法案の審議につきましては、この程度にとどめまして、暫時休憩いたします。

午前十四時四十七分休憩

午前十四時五十六分再開

○寺島委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

次に、社会保障に関する件を議題といたします。本日は社会保障審議會議長の内田兵衛君、並びに事務局局長の小島雄雄君の御出席を願ひまして、終始本問題について検討いたしたいと存じます。まず大内会長より現在の社会保障制度審議會議で御検討せられております試案について、御説明願ひたいと存じます。大内社会保障審議會議会長。

○大内説明員 お許しを得まして、社会保障制度研究試案の要綱を御説明いたしたいと存じます。非常に大きな案でございますが、多岐にわたつております関係上、案そのものをあまり詳しく説明することは適當でないかと存じますので、案はどのような由来でできたか、今日どういう位置にあるか、将来厚生関係の立法としては、どういふふうにお取扱ひをお願いしたいか、そういう点を二、三述べてみる考案であります。

社会保障制度を改革しなければならぬことは、終戦後から既定の事実と

されておりました。と申しますのは、憲法第二十五條に、すでにそのことがはつきりと書かれておりまして、日本国民は健康にして文化的なる最低の生活を保障せられるという條文が入つたときに、すでにその必要が生じておつたわけでありまして。しかし問題が改定であります。しかも諸制度の改革とにらみ合つて、しかもそのあとからいろいろな関係上うまく行かないといふこともありまして、だん／＼と遅れておるものと考えます。しかしいろいろの改革がすでに一段落に達しようとするときにおきましては、すなわち人権に関する諸改革、教育に関する諸改革に農業の土地関係に関する諸改革が終つた今日におきましては、残るところの最大の制度上の改革は、どうしても社会において生存競争に脱落した人々を、国家はいかにして救済し、かつそれらの人々を人間としての生活を保障するかという問題になると思ひます。そういう意味においてだんだんと延び／＼になつておりましたが、昨年の五月に社会保障制度審議會議なるものが設置されました。昨年一ぱいこの社会保障制度に関する現在の諸制度を整理することに多忙でありました。と申しますのは、非常にこれらの制度が混乱に陥つておりました。特に財政上ほとんど研究に瀕する部面も多岐にわたつておりましたから、これらを何か整理しないと、その次の問題には入れないという状態でありました。本年に入りまして、本格的に社会保障制度の事態に関する調査を始めまして、本年の七月において、社会保障制度審議は大体的案をつくらつたわけでありまして。あるいはお手元に参つておると思ひます

が、社会保障制度研究試案なるものがこれでありまして。これは名称の通り試案中の試案でありまして、このこととただちに法律的な効果を持つとか、あるいは必ずこの通りに立法されるというものではございませんが、社会保障制度審議會議としては、大体こういう趣旨ではいかんがなものであるかといふこと、目下各方面の意見を聞いておるわけでありまして。この案をもちまして、日本の各地の主要都市において関係諸団体の代表者諸君の意見を目下徴してありまして、大体その過程が終り、残るところの次の段階は、八月の初旬におきまして、すべてこれらの意見を経合して、再び研究會を開き、そうして大体の案を得たならば来月の十三日に大体的決議を得たいと考えております。もし幸ひにしてその決議が得られましますならば、それを政府に対する勧告書として提出するつもりであります。社会保障制度審議會議の會議法によりまして、これが提出されますと、大体的趣旨に従つて議會は立法をする段取りに入らなければならぬ、あるいは政府がその段取りに入らなければならぬ、そういうことになりまして、その政府と議會との関係それ自身は、法律には何ら規定してありませんが、會議法の方から申しますと、勧告が終れば當然に政府もしくは議會が、その趣旨に従つて立法してくれらるものと期待してゐるというふうにつくられておる考案でありまして、一応社会保障制度審議會議そのものの任務は一段落に達すると心得ております。ところがこの社会保障制度なるものは、非常に広汎な範圍を持つておりますので、それから財政的にも相当大きな負担を國庫に

かけるということでもあります。かたがたおそろくは日本の厚生行政あつて以來の大改革を意味することであると思ひますから、あらかじめこの案の性質の御説明をお聞きいただくといふことは、私どもにとつては非常に光栄であるのみならず、諸君におかれまして、それ／＼の心用意のために御必要のことかと存じます。

大体そういう地位に私どもの會議がおりますので、一つともその間にまだ多少の問題がありますが、かりにそういうふうに進行いたしますとすると、それは大体どういふ内容のものであるかといふことに話がなると思ひます。この社会保障制度試案というものは、率直に結論を申し上げますと、この社会保障制度に關して、世界的標準に比べますと、やらなければならぬことが非常に多いのかかわらず、日本の財政の狀態が、そういうことを許さないような狀態にある、その兩者のはさみうちにあひまして、その兩者の利害をまず妥協せざるというところに非常に苦心を拂つたのでありまして、私も社会保障の問題に關心を持つ者、その完成を期待し、希望する者から申しますと、案自体は非常に貧弱であります。しかし一歩財政の負担の方から考えますと、この案でも、そうやす／＼とできるというふうには考えないのであります。それで、社会保障制度審議會議が、初め問題を立てたときには、二つの問題に當面いたしました。一つは日本の社会保障制度なるものは、戦争前からありましたが、特に戦争中に差達した關係から、そしてこれらの時代は、日本の經濟が非常に著しく変動した時代でありました關係から、すなわち社会保障制度を取上げる精神そのものが、非常に局部的であつたといふことと、しかもその局部的な、つまり割合に大きな志を持たない社会保障制度なるものが、非常な經濟の激浪にさらされるというこのため、社会保障制度なるものは、戦後に於いて数々の制度としては存在いたしておりましたが、非常に大きな破綻状態にありまして。それはどうしても彌縫しなければならぬ狀態で、彌縫してはなかな／＼社会に役立つように、社会のからだの現れておるところ、痛いとこを包むに足りるようなものではないといふことが一つの現実でありました。それに対してもう一つの皮肉なことは、世界の情勢が社会保障制度なるものを、この数十年間に非常に進歩させたといふことでもあります。このことをお話すればむろん長いのでありますが、ともかくもイギリスは一九一一年以來の諸制度が十分目的を達しないといふことでありまして、一九四二年すなわち戦時中に、すでに非常に大きな包括的な社会保障制度の改革といふことに着手いたしました。それが一九四一年の八月に労働政府によつて完全に行はれたといふことになりました。その趣旨は、つまり彼の言葉で申しますと、搖籃から墓場までの人間の生活それ自身を、全部國家がめんどうを見るという精神においてできております。と申しますのは、つまり社会の弱者、廢者、不具者、あるいは困窮者、それらすべての者の責任を國家がとるといふ、非常に大きな思想においてできております。これに對しましてアメリカも非常な進歩をしまして、ルーズヴェルトの一九三五年度の社会保障

法なるもの以来、それが非常な榮達を遂げました。アメリカの精神は、このイギリスのように社会主義的ではなく、資本家と労働者とが相互に責任をわかつて、あらゆる問題を解決するというところに主力が注がれておるのであります。その点においてはイギリスとは違つて、まだ個人主義的ではあります。しかしその内容それ自身は非常なぜいたくなものでありまして、つまり人間は六十まで働きますと、何にもせうにりつぱに食える社会をつくらうということがあり／＼と出ておる、そういう状態であります。そういう世界の情勢が日本に反映いたします。この反映は具体的に日本憲法を通じて反映したように思います。そしてまた同じ思想がマツカサーの日本政府に対する勧告となつて現われ、そしてまた社会保障制度を大いにつくつたらどうかという話になつたと思ふのであります。このことは非常にむづかしい問題をわれ／＼に提供いたします。すなわち一方では国内の破綻した諸制度をどうするかという問題、他方においては世界のこういう大きな流れに従つて、日本国民もまた自覚し、かつそういうことを希求するのは当然であるということを承認しなければならぬ。そういう二つの交差点にわれ／＼の任務を見出したわけでありまして、そこです。そこでここに試案として出て来たのは、第一には、ともかくも現在ある社会保障に関する諸制度は維持して行く、破壊するといふふうにはしないで、悪いことは全部直してとにかく會計が立つようにする。これは相當金を要しますし、また行政上の改革を要するのであります。とにかくそういう

目標を達する方法を考へるということ、一つは出発いたしました。それから第二には、少くとも社会保障制度なるものは、局部の人々の関心の事柄ではなくて、全国民の関心事であり、全国民の利害を國家が持つものであるといふこと、少くとも非常にたくさんな量においてはできなくとも、少い量においても全國民に實質的に知らしめ得るような制度をつくらなければならぬ。これらの点からはなはだ貧弱でありますけれども、全國民に対して養老年金あるいは寡婦、あるいは援助のない子供、不具者、廢疾者、そういう者に対してしても、國家がごくわずかな金でありますけれども、ある程度の金を現實にやるといふ制度をつくらなければならぬと考へました。それから先ほど申し上げましたように、いろいろ戦時中につくつた諸制度は、まじりなものでありますけれども、社会的、歴史的に申しますと多少のまじめを欠いておるものもありました。と申しますのは、たとえば年金制度のごとき、戦時中、労働者その他年金をかける人から金をとるという方面に國家が目をつくらせて、それらのつた金を他日國民に返すといふふうには力な結果を生じたわけでありまして、インフレーションがとまつて、つまりせつかく労働者がかけた年金は、現實に今日ただになつてゐるという状態を、何とかして合理的な基礎の上に立つよう試みた次第であります。それから市町村が今日國民保險という制度を持っております。これは全國の市町村のうちで約六〇%、六千の市町村が持つてゐるのであります。このうちの大半

は衰へた財政状態にありまして、制度それ自体が危機の状態にある。これは農村の人々、都會の人々に比較して健康状態があまりよくない、少くとも健康に関する知識及び健康を維持する方法を説くといふ点においては、非常に遅れてゐるという点を相照應いたしまして、はなはだ残念に思ふところでありまして、社会保障制度審議會は、これを何とかして健全なものに、會計の立つようになつてやうにしたい、それは國庫がある程度の負担を、従来よりはよけいするといふ制度にしたい、そういうふうな考へて案をつくりました。そういうふうな諸制度をあわせて、いづれにいたしましても全体として國民保險、健康保險、失業保險、労働者の災害保險、船員の保險、共済組合、そういうふうな従来ある諸制度を通じて一つの貫した制度の中にそれを織り込んで、相互の間の不都合と重複とを避けるといふことを試みた次第であります。そういうふうなことをいふと、従来の保險制度そのものを改善するといふ趣旨が徹底すると同時に、その改善を全國民に及ぼすといふふうに行きたい考へであります。いづれもはなはだ微少でありまして、イギリスやアメリカの制度と比べて、徹底的に改めざることをおびたしいのであります。しかしさしきをわかつといふような、言ひ訳のようでありまふけれども、精神としてはそれしかないものであります。だん／＼とそういうふうに進んで行きたい考へであります。

もう一つ、それらの諸制度を改革するとともに、公衆衛生とか、あるいは福利施設、あるいは國家の貧乏人に対する特殊の給與、この三つの大きな制度をこの一つのシステムの中において考へる。つまり衛生に關しまして、福利施設に關しましてもあるいは従来からの民生委員の扱つておつたような皆々つきまして、それ／＼従来の制度を一應ずつと見渡して、そして新しい保險制度とどういふ關係にあるかといふふうには、それを調整する考へを持つておられます。それが全体として、いわゆる社會保障制度なるもの、すなわち國民の最低生活を保障するといふふうなその中心思想とにらみ合つて、全体としての統一をはかりたいと考へておられます。それ／＼のうちに重要に考へておるのは、健康につきましては、一般に公的な病院を拡大いたしまして、そして、そしてそれを特に府縣の中心地にそういう病院を設け、それをヘルス・センターといふやうなものとしたしまして、一般社會の医療組織の新しい施設を広く國民の間に及ぼせる中心機關としたい、といふふうな考へておられます。公衆衛生としては、いふふうに行くと同時に、國民に對しましては、先ほど申し上げた社會保險制度を通じて、またそういうヘルス・センターの出張所のようなものを通じて、予防衛生といふことに力を注ぐつもりであります。つまり早くいろいろな病氣を診断し、それからまた簡単に治療できるものについては、なるべく早くやるといふ方法を講ずる考へを中心にして立案をしておるのであります。

もう一つは、肺病を——特に肺病といつて悪いかもしれませんが、新たに結核を征服するといふことを、この社會保障制度の諸方面にその精神を織り込んで、各方面から國民病としての結核を征服するといふ最初の組織的な試みをしていふとしておるつもりであります。これには非常に巨額な金も要する次第であります。しかし今日の醫學的な知識と技術とをもつていたしますならば、結核患者が今日の日本のように百五十万も全國にあるといふことは、確かに文明の恥辱でありまして、そのことが完全に撲滅できるという世界の情勢に照しますと、何ほどの決心をもつてその第一歩を踏み出すことが必要であると思へまして、そういう趣旨でこの案ができておるのであります。その他いろいろ問題があります。たいへん広汎な組織になつておりますので具体的にこれを法律にいたすといふと、これは全体が一つの法律になりますか、あるいは区々に切つて幾つかの法律としてつくつた方がいゝか、そういう問題は未定であります。諸君の御指摘によつて、これから政府がそれ／＼の方面に進むことと思ひますが、これは日本の厚生行政を完全に統一し、革新するものでありますから、われ／＼の案によりまして、もしできますならば、新たに一つの主管省をつくつて、そしてこれらの諸行政を一つに統一する。かりにこれを社會保障省と名づけますならば、社會保障省なるものが、今日の厚生省の大部分と、それから労働省その他の諸省の一部分とを吸収いたしまして、それを新たな省として、しかも相當大きな省としてこれをやるのが適當であるといふやうな勧告になつておる次第であります。

これらのことをやるのに、しからばどのくらいの金がいるだろうかという問題であります。これがおそらくは皆さんにおきまして、ただちに質問されることであらうし、この案の運命自体を決する問題であると思ひますが、私どもの立案の趣旨は、何とかして実行できるように、この際どうしても社会保障制度なるものを日本にインシエートさせるということが必要であるので、過大な要求をいたしますと、それは政治上の理由によりまして、また財政上の理由によつて不可能であるということを十分によく承知いたしておきまして、最初に申し上げたように、はなはだわづかしくしては満足しないのであります。が、がまんがまんを重ねて、せむきもできるような案、国民も議會も、どうしてもこの案ならばやらなければならぬというふうに考えるであらうというふうな案をつくつたつもりであります。大体において普通の年で七、八百億という年額の支出、そのぐらゐのところが妥当としております。現在これは計算が非常にまち／＼でありまして、広く社会保障制度といふと、非常な広いものになりまして、あるいは教育とか、あるいは子供の給食とか、そういうようなものの費用も入れると、たいへん広いことになりまして、そうであるから、この案の範圍として、プロパーな固有の社会保障制度と考えておるものの現在の予算では、国家の予算としてどのくらいあるかというのを計算いたしてみますと、大体三百五、六十億でないかと思はれるのであります。それに継ぎ足してこの案では、まずスタートして、二、三年後における年

度におきましては、四百億圓ぐらゐがその三百五十億に加わるということになります。つまりこの案全体としては、七百五十億ぐらゐの案であるといふことが、大体として申し上げることができると思ひます。しかしながらこの案自体の中に、場合によつては財政上の都合とか、あるいはほかとの見合いによつては、もう少しふやさないければならぬ部分もありまして、また減らし得るようによつてある部分もあります。そういうことがありますが、今申し上げた数字は固定的なものではありませんで、ある程度増加したり、ある程度減少し得る可能性のある数字と御了解願ひたいのであります。私はまだいろいろ御説明申し上げたいところがあるのでありますけれども、むしろ御質問に応じて個々の点を申し上げた方がいだらうと存じます。大体の趣旨、どういふ趣旨でわれわれはこの案をつくつておるか、またこの案なるものは、立法院にとつてはどういふ位置のものであるかといふことを一応御説明申し上げた次第であります。何の心用意もいたしません、はなはだまずい説明をいたしまして恐縮に存じます。

○寺島委員長 質疑の通告がありますので、これを許します。岡委員。○岡(眞)委員 私は社会党の立場から、この画期的な社会保障制度の試案要綱が、ようやく目の目を見たことにつきましては、社会保障制度審議会の各委員諸兄に対して衷心より敬意を表し、感謝の意を表したいと思ひます。あわせてまたその間きわめて多端なる会長職務をたれたる大内教授の御苦労に對しまして、私は衷心から感謝をいたす次第であります。この試案要綱は、今私どもの手元にいただきましたので、これをしさいに目を通して、いろいろ細部にわたつて何かと会長の御意見を伺いたいと思つておりますが、その余裕もありませんので、今大内教授の御説明になつたお言葉について二、三點お尋ねをいたしたいと思ひます。

私どもの考え方からいたしますと、大内教授のお言葉によりまして、財政的な顧慮について、常非なる苦心を拂われたということがあります。従つてお言葉をそつくり繰返しますと、まことにこそまづな案ではあるが、しかし現在の財政事情ではいたし方がないというふうなお言葉であつたやうであります。が、財政的な余裕があるとか、社会保障制度の予算的な裏づけが完全には、たとへばその時の政府の政策によつて非常に左右されることではないかと思ふのであります。従ひまして、たとへば資本の安定のためには、生活の安定は犠牲にするというやうな政策を政府がとつてゐるといたしますならば、それでは社会保障制度の予算的裏づけといふものは、とうてい期待できないというところに相なるのであります。そういう点について大内教授といひましたし、その財政的な顧慮について非常なる御苦心を拂われたという根本的な建前において、たとへばそういういわば政府の意識的な政策によつて、これが予算的裏づけにおいて非常な困難を感じ、従つてきわめておそれなものを生ずなければならなかつたというのに理解してよいのでございませうか、その点をまずお伺ひたいと思ひます。

○大内説明員 お答えいたします。社会保障制度審議会といたしまして、財政の点に考慮したと申しますのは、どの政府とか、どの政党とか、そういうことではありません。日本の現在の財政事情全体を考えまして、これらの社会保障制度にどのくらいさき得るであらうかということ、また、さくのが国民所得の大きさ、租税の重さと比較いたしまして、どのくらいであるかといふことを主として考えました。しかしそれを考えましても、あまり大きなことはできないというのがわれ／＼の結論、その範圍においては、最大限にその案をつくるというふうな努力をしたつもりであります。

○岡(眞)委員 率直にお尋ねいたしますが、たとえば自由党内閣であつても、社会党内閣であつても、現在の国民の負担能力や、日本の財政的規模からは、さしあたりこの七百五十億がとして出し得るものである、大体そういうふうなお考えでそのわくをきめられたわけですか。

○大内説明員 さうであります。

○岡(眞)委員 この試案の基本原則だけをちやつと目を通したのであります。が、それについて二、三お尋ねをいたしたいと思ひます。きわめて抽象的な論議にわたるやうで恐縮であります。第一の目的におきまして、困窮の原因に對する経済的な保障、あるいは事実生活困難に陥つた者に対するところの生活の保障といふことがうたわれておりますが、私どもは、この社会保障

から生涯にどうしても携わることができないような事情ができる。あるいはそういう社会的な事情でなくして、いろいろな個人的事情のために、生涯に携わらないでいる人間がある。それらはいわゆる貧困者として、また社会の劣者として非常に困つたものであります。それを食わせて行き、かつそれを維持して行く、食わすのみならず、それをできれば向上するようにならぬ地位に置くということが、社会の責任であり、それをこの制度が国家の責任として取上げる、そういうような二つの考えを持つております。

○岡(眞)委員 趣旨はよくわかりました。古いことわざに、どんなエートピアが自分の理想的なコロニーをつくらうとしても、刑務所や墓場をつくらなければならぬだろうという言葉があります。そういう意味で、この国がどんな体制と秩序を持つたとしても、どうしても働けない者、国が生活を保障しなければならぬという対象の出で来るのは当然だと存じます。このことに社会保障制度審議会が努力を拂われたという事は当然であります。ただ私が申し上げたのは、やはり生活が再生産の基礎という意味において、生活の場においての人間をとらえるという考え方を社会保障制度としては、やはり大きく基本的な性格として取上げべきものではないかということ、実は申し上げたかつたのであります。なお第三に「国民の社会的責任」という言葉がありまして、社会連帯の精神を基礎とするということがうたわれておりますが、社会連帯という言葉は非常に多様な解釈があるのであります。たとえば現在でも日本の国

で、ある政党は、社会連帯を大きな旗じるしとして掲げております。しかし、私は現在その政党が掲げておるような政治的な旗じるしとしての社会連帯という概念には、賛同し得ない一人であります。たとえばそれが労働協約というふうな意味合いにとられやすいという危険が、非常にあるものであります。イギリスの社会保障制度のファミリー・サークルというパンフレットが来ておりますが、あの中で、アトリー首相は、社会保障制度の根本的な概念は、コモン・ビューティということだとうたつております。コモン・ビューティという言葉は、日本語の社会連帯という言葉とは、いささか概念が違ふようでありまして、私は公共連帯という訳語をしておるものであります。大内教授のお考えをいたしまして、社会連帯はやはりイギリスのアトリー首相の、いわゆる公共連帯というふうなお考えの方であつて、現在いろいろな政党が、その旗じるしとして掲げておる政治的な用語として、国民に現在訴へられておるような社会連帯とは解釈が違ふ、概念が違ふものであります。どうか、その点をほつきりとお伺いいたしたい。

○大内説明員 社会連帯という言葉は、たしか使つてないと思ひます。社会保障制度で、社会連帯というふうな思想はありますけれども、それは労働協約とか、そういう問題ではなくして、貧困にしましてもあるいは困難に維持することにはいたしまして、すべてそれらのことに對して、程度はいろいろでありまして、個人だけではない、社会が責任を持つ、そ

うことでありまして、その中でそれを将来の社会主義への道と解するか、あるいはそれを現在の社会を安定させる意味と解するかは、社会保障制度審議会としてはことさらに明瞭なる解釈をいたしておりません。それは案自身がお答えのところであると考え、その案自身について、解釈者がいかうにも解釈してくださるようになつていふふうに考えております。

○岡(眞)委員 第三の国民の社会的責任には、本制度は、社会連帯の精神を基礎とする、はつきり書いてあります。それでその問題は別として、第十の点で「本制度は、最低賃金制の確立、恒常的な雇用の安定その他社会政策の推進と極めて緊密な関係にある」ということをうたつております。これはきわめて当然であると思ひます。一体日本の現在の賃金というものは、この間大河内一男教授が附られたときの附屬表を見ても、イギリスやアメリカの補工業の最低賃金よりも、日本の鉱工業の賃金は七分の一、あるいは十二分の一という低位に置かれておる。あるいは雇用の安定と申しますか、現在なほ登録失業者は四十万そこ／＼しあります。半失業者と申します。潜在的失業者というものが、一千万人にも達するといふようなことが伝えられております。こういうような状態をそのまゝにしておいては、とうてい社会保障というものは、もうまづたぐ木によつて魚を求めようになつてくるのであります。われ／＼は社会保障制度は、同時並行的に最低賃金制の確立、あるいは完全雇用への道といふような方向を力強く邁進して同時並行

的に解決しなくては、社会保障といふものは成立し得ないと、私もは考へてゐる一人であります。そういう点について、大内教授のお考えをこの機会に承りたい。

○大内説明員 ただいまの御説は、私もまづ同じように考へてゐるものであります。第一には、日本の生活水準が今日の文明諸国、特にアメリカその他と比較したしましては、多分十分の一以下であらうという事は、われわれとしては耐え得ない苦痛であります。しかしそれを向上させる方法いかんとなりまして、これはいろいろ／＼なことを必要とした次第でありまして、もつぱら歴史的な／＼なあらゆる立法と、それから社会的な闘争とを必要とするのであります。社会保障制度は、そういう意味におきましては、そういう制度の足らないところをわずかに補うといふところでございます。この事情によつていろいろ違ひますけれども、日本はそういう足らないところが非常に多いのを、しかもこの社会保障制度で十分に補うに足らないという確信はないのであります。しかしながら十分でなくとも、ぜひとも今回はこれをやりたい、そういうふうな意味において、社会保障制度それ自体だけで、最低賃金その他の問題が解決するといふようなことはまづたぐ考へておりません。それはまた別個の立法その他努力に期待したいと考へ、それと歩調をなるべくなら合せたいと考へてゐる次第であります。

○岡(眞)委員 そういたしますと、たとえば、資本主義なら資本主義といふものの矛盾や不合理が、貧困の原因であるが、この原因には目を伏せてお

て、とにかく一応その現れた現象にだけ軽く手を当てて押さへようというふうなことをしかできない、こういうふうにおつしやるのでございませうか。

○大内説明員 社会保障制度の面は主としてそういう面でありまして、社会保障制度だけでは、社会問題は解決しないと思ひます。

○岡(眞)委員 結核の問題を非常に重要視すると、大内会長はおつしやつておられましたが、もちろん結核の問題につきましては、先般の国会においても、衆参両院とも、その対策の徹底的な拡充についての決議をしたようなわけでありまして、われ／＼も非常な関心を示しております。従つて社会保障制度としても、いわゆる大内教授の、国民病としての結核について、国の大きな責任において撲滅をはかるということについては、われ／＼もまづたぐ同感であります。ただし、今おつしやいましたような、国家で結核の問題を取扱われるといふことは、われ／＼結核と数千年とつ組んでゐる者として、きわめて遺憾なのであります。結核は国民病と申しますが、結核の原因は、もうその国の経済機構にある。これは端的に申せば、ソーシヤル・ダニンングが日本の結核の根本原因であります。私どものところに「すい」に行く姉を殺した綿工場、こういう川柳があります。私は石川界のいなかであります。それは要するに、零細な規模を持つてゐる農家が家族労働力に余剰を生じて、困窮あるいは不時の物いりのために出かせぎに行く。ところが出かせぎに行つたその娘が、結局長時間労働や低賃金、悪い環境で結核になつた。使ひものにならないから村に帰つ

○大内説明員 お答えいたします。その点は委員会でも問題になり、いままつて多少問題を残しておりますし、反対意見もあります。つまり全体を府県でやるのはいか、全体を国家でやるのはいかあるいはこの案のごとく健康保険は府県、国民健康保険は町村でやるのはいか、ということが非常に問題であります。この案の考え方の基礎は二つであります。一つは、保険が自身におきまして、特に農村の保険事業におきましては、いろ／＼なことが公平に親切に行けるのは、府県単位ではなくして町村単位でなければなりません。というものが一つであります。それからもう一つは、府県単位であります。この保険制度に府県単位でやると、その目的を十分に達するようには、その目的は現在の日本の行政能力ではおそろしく現在の日本の行政能力ではおそろしく見込みでありません。それよりは、やはり市町村でやつて行くのがよろう。それで反対に、健康保険の方であります。勤労者というのが中心でありますから、どうして大都会中心であるから、行政が簡単で、その点は行くであろうという見込みであります。

○金子委員 その点につきまして、あとで私としての意見は別に申し上げたいと思ひますが、こういうふうな現実と矛盾が現に起つておりますし、将来もそれは続くと思はれるのであります。それは御承知のように国民健康保険は、一応地域的な一つのグループを保障の対象としておる、健康保険は職域的な一つのグループを対象としておる。従つて、ある地域に職域的な保障に参画する資格の人たちの分量が多い場合には、残された人々の組織するものが、非常に国保の場合と同じように弱体化して来る。むしろ現在のような任意制度の間においては、都会のような健康保険に恵まれておる住民の多い地域には、国保はできない、私どもは実際のこの問題に携つて、おつてできないのであります。そして健康の思典を受けることのできない農村の人たちが、ほかに行く道がないから、辛うじてこれを組織するという段階にあるのであります。この問題は、この制度で行きますと、今後とも解決しないと思ひますが、その点はいかがでありますか。

○大内説明員 實際お話の通りの点で、非常に困難な点であります。見込みが十分に明らかではないのであります。しかし、これは実地調査をやりましたし、それから府県の意見も聞きまして、各町村の意見も聞いて、大体これが一番やりいだろうという今の見込みであります。

○金子委員 その次にお伺ひいたしましたのは、経費の一部を資本家が負担する、また被保険者が負担する、残りは国家並びに地方自治体が負担する。一方一般国民の分は、資本家、いわゆる使つておる人たちが負担しないから、そこに矛盾がある。これを一体化できないというものが中心であろうと私も思うのであります。しかし、これはもう一步広義に解釈いたしますならば、なるほど資本家が負担はしておる形にはなつております。しかしながら、これは資本家自体の負担でなくて、結局それは生産費の中へ当然包括されて来るものであつて、そうしてただ給料につけ加えた保険料というものを支拂つていただけだというふうな見解を、私は持つておるのであります。そうするならば、もし事業経営者が非常にたくさんの人々を使用するために、特にこの社会保障に對して経費を拂わなければならぬというならば、拂つてもしかるべきりくつは成り立つじやないか。そうして一般の中小企業者や農民は、経営者であり、同時に労働者だ、こういう階級が日本のおそろく半分以上を必ず占めておると思ふのであります。この階級と特に区別をつけておるべきところに、まだ私は断切れない問題があるのであります。資本家が出すという場合、それは資本家が出す給料プラス保険料、この保険料は結局生産コストの中に乗つておるんじゃないかという見解を持つておるのであります。その点の御見解をお伺ひします。

○大内説明員 今の問題はたいへんごんがらかつて、むずかしい問題になると思ひます。しかし経済の理論その他むずかしい問題は抜きにして、現象的に申しまして、またわれ／＼は法律問題としてはそういうふうな理解していいと思ひますが、やはり資本家が半分負担しておるということになつております。労働者の負担は半分であるというところになります。それを府県のようなところで、そういう半分の資本家の負担するものを持つてくれというところは、国家が持つてくれれば別ですが、絶対に不可能であります。国家で持つてくれという問題になります。これはどうしてもできない。やむを得ないでそういうことになつております。

○金子委員 先ほど大内教授の御説明の中の一般国民、いわゆる国保の延長されたような形のもの、それから被用者、いわゆる健康の延長されたようなものの中で、結果として農村を主体とした国保の延長であり、一般国民といたうふうな制度に對して、非常に恩恵が多くなつておるというふうな話があつたのですが、それは具体的な例といたしまして、どういふことなのでありますか。

○大内説明員 それは保険料の負担の問題になるわけでありまして、保険料の負担は、健康保険、それから普通の組合の保険におきましては、原則として国家が負担しない、ただ事務費を負担するということになつております。しかるに国民健康保険、すなわち市町村の行つ健康保険におきましては、事務費は全部国庫負担、それから給付費の三割は国庫負担、それから市町村が一割、府県が一割ということになりまして、實際上市町村の被保険者の負担するものは、五割ということになつております。そういう点で、つまり国家の方から申しますと、国民健康保険の方が、たくさん負担しておるというところになるわけでありまして。

○金子委員 そうしますと、そこに疑問が出て来るのであります。一方資本家が負担しておる分を、一般国民の場合には負担できないから、そこでこれはどうしても別な形をとらなくてはならない。いわゆる財源の問題に理由がなつておると思ひますが、そこで結果といたしまして、今度は国民の立場から見たときに、一般国民の方が有利なこと、これを一本化しても、何ら問題はないと思ひますが、その点はどうでございますか。

○大内説明員 その一本化するという問題が、やはり片方は資本家と労働者とが半分ずつ負担して一になつておるし、片方は国民あるいは農民といふか、農民と国家その他公共団体が負担して半分になつておるというところで、ちよつとすべて計算の立て方、保険料のとり方、それから契約の仕方、組織の仕方ということが違つておるのであります。そして一にすればできないことはいふと思ひますが、なるべくならば、別の方が事実上便宜なのであります。

○金子委員 それでは時間が大分過ぎましたから、もう一点お伺ひ申し上げると同時に、これは成案ではない、これからまだ研究の余地もあるということとで御説明がありましたので、私の意見を追加しまして終りたいと思ひます。

今までのなりきたりがかわつてゐるとか、あるいは費用の徴収がかわつておるとかいうことはありまして、結論といたしまして、どちらにも同じ恩恵を受ける形になるのだということであるならば、それだけの国費を出すならば、当然私は少くともいろ／＼の社会保険のうち、疾病に關する限りはこの際機会的均等の実を革新的にやるべきだ。それでなかつたならば、いつになつてもこの問題は、解決がつかぬというところを確信しておるものであります。そして第四の、本制度はすべての国民に機会均等の立場においてやる。それが現実的にむずかしいときには、少くとも疾病だけは、この際そう改むべきだということをお私に考へておるのではありません。それから第三の国民の社会的責任、本制度は、社会連帯の精神

を基礎とするもので、国民はその責任を自覚し、本制度の維持に必要な個人の社会的義務を果さなければならぬ。——この問題であります。私にはかつての経験から行きまして、この疾病に関する社会保障の制度は、地域制度で行くべきで、職域で行くべきでない。そしてその地域制度というものは、一応過渡期といたしまして、この原案にもありますような、市町村を對象とするのがよろしい、こういう考え方を持っておるのであります。それはなぜかと申しますと、私も国民がいくつで考えた場合と、常識で頭に来る感じというものに、非常に違ひがあることは、一つの社会連帯といひましても、その範囲が非常に広いと、その觀念が薄らいで参ります。たとえば、私も個人ないしは友人間における連帯保証の借金は、非常に借金として感ずるのであります。おそろく借金感覚は延びたときには、おそろく借金の感覚はなくなつて来る。国家が社会保障制度をやると同時に、これをお互いが切磋琢磨して仕上げて行く。こういう考えにおきまして、私は日本の今日の段階におきましては、この社会連帯の線を強く組織の上に出して行く。同時に、その社会連帯の觀念を、その事業を通じてお互いに訓育して行くということが必要だ。これはいくつでなしに、私も長く国保の指導をやつておりました、その指導がよくできた村は成功するし、ただ病氣にかかれば、人が費用を出してくれろという觀念の村だったら、必ず失敗する。従つて、私はいくつは別といたしまして、現段階の日本の国民の社会連帯といひましては、なるべく地域をくくつ

て、そうして地域を狭くすると、経済的に破綻する心配ができる、そのときにこれを果なり、あるいは連合会なり、あるいは国が、今の農業災害のよりに再保険の制度をとるならば、この問題は解決するのではないかと考えております。そういう点から考えましたときに、私はこの際疾病の問題だけでは、特にほかの問題はできなくて、單一制度の地域保険として、あくまでも社会連帯の線を強く出して行くべきだ。そうしてどういふ立場に働く人も、一つの地域にあるものは助け合つて、そうして国家が保障して行くといふことと相まつて成功するものではないかと考えております。

もう一つの問題は、今のような保障制度といふものに国費なり、あるいは地方費なりを使つておりますが、その保険を維持するために、たくさん事務費、あるいはそれに關連した副費用といふものがかかつておる。医療直接のためでない費用がかかつておる。これらの事務費といふものは、病氣を直すために何の役にも立ちません、あるいは予防衛生の上にも何にも役に立たぬ。ただ複雑な社会機構の中にそのために携わる人たちの失業救済をす結果になつておる。この点からいつても、きわめて簡素な能率的な一つの機構に立たなければならぬ。この点から行きまして、私はさいぜんの考え方を持つものであります。最後になりまして、意見が加わりましてはなはだ失礼でございますが、何らかの御参考になればと思ひまして申し上げた次第であります。

○青島委員 次に社会保障問題に關連いたしまして、青柳委員より、地方税法案に關し地方行政委員会に申し入れることについて御意見を求められておりますので、これを許します。

○青柳委員 この問題は、前国会におきまして、同様に地方税の改正につきまして、地方行政委員会に申入れを行いましたので、煩瑣な説明を略しまして、ただ朗読にとどめようと思ひます。

主旨
社会保障制度確立の要最も急を要する今日社会保障事業社会事業等の見地からして今次の地方税法改正には未だ極めて不合理、不均衡の点がある。

修正意見及び理由
一、附加価値税において
(1) 健康保険組合、同連合会並びに国民健康保険組合代行組合を含む。及び同連合会の行う社会保険事業は非課税とする。こと。

(2) 医師の診療収入中、社会保険診療報酬分に対しては特別の税率を設けること。

(理由)
(1) 健康保険組合及び同連合会並びに国民健康保険組合代行組合を含む。及び同連合会の行う社会保険事業は、元来政府又は市町村が行うべき事業を代行するものであるから、第二十四條第一号の公営事業と同様当然非課税とすべきものである。

(2) 健康保険及び国民健康保険等の社会保険事業は、現在財政難の災情にあるが、その診療報酬

単価は、本事業の建前上極めて低廉に据置かざるを得ないのである。

しかるに本税においては、事業税の性質を有する特別所得税において、必要経費として控除せられていた人件費は、第三十條第七項にいわゆる特定の支出金額とならぬため、課税標準から控除せられないこととなり、一点單価を決定する因子に變動が起るため、その修正が必要となつて来る結果、社会保険経済を一層困難に陥れることとなる。

よつてこの結果を防ぐ意味において社会保険診療報酬分については、特に低率の税率を設ける必要がある。

二、固定資産税において健康保険組合、同連合会及び国民健康保険組合代行組合を含む。及び同連合会の行う社会保険事業に直接供する固定資産は非課税とすること。

更に私的医療機関の諸設備については、医療の公共的性格にかんがみ固定資産税の減免を行う必要がある。

(理由)
一、(1)における同様の意味において、これらの固定資産は第三十四條第二項第一号の公用又は公共の用に供する固定資産と同様に扱ふべきである。殊に同條同項第九号において社会事業等の用に供する固定資産が非課税と明定されておる以上、社会保障制度の確立の要望せらるる今日特にその必要がある。

更に医療の公共的性格、私的医療機関がわが国の医療制度上に占める重要性和他面において医療法等によりその設備について種々の負担を負わされてゐる実情にかんがみ私的医療機関についても固定資産税の減免を行うことは特に必要である。

三、市町村民税において、六十五歳以上の高齢者であつて、十八歳未満の孫のみを有する場合、又は總所得金額年十萬圓未満の者は非課税とすること。

(理由)
寡婦であつて十八歳未満の子を有する場合又は總所得金額が年十萬圓未満の者に対しては第二百九十五條において非課税の特典が與えられてゐるが、六十五歳以上の高齢者であつて十八歳未満の孫のみを有する場合又は總所得金額が年十萬圓未満の者も寡婦と同様の悲惨な境遇に在るものであるから同様の趣旨において非課税とすべきである。

四、市町村の目的税として国民健康保険税を創設すること。

(理由)
国民健康保険事業の危機は主として、その財政面にあり、その財政を確立して本事業の崩壊を未然に防止することは、社会保障制度確立の強く要望せらるる今日、緊急の要務である。

よつて従来の保険料を当該市町村の目的税たる国民健康保険税に改めて、国保財政の堅実化と市町村財政の確立化を図る必要があ

以上であります。

○寺島委員 他に本件に関して御発言はございませんか。

それではお諮りいたします。ただいま青柳委員より、地方行政委員会に對しまして、地方税法案に関する申入れをいたしたいとの御発言がありました。が、内容は別として、この申入れをなすこと自体について御異議はございませんでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○寺島委員 御異議がないといたしますれば、地方税法案に關しまして申入れをなすことに決定いたしました。

次に、申入れの内容につきましては、青柳委員より御提示になられましたが、通りにならぬと存じますが、これに對して御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○寺島委員 ただいまの通り申入れを作成いたしますから、さよう御了承願います。

午前中の審議はこの程度にいたしまして、正一時から再開したいと存じますので、その間休憩をいたします。

午後零時二十五分休憩

午後一時二十三分開議

○寺島委員 休憩前に引き続き會議を再開いたします。

社会保障に関する件について、質疑の通告がございますのでこれを許します。菊田委員。

○菊田委員 いろいろお聞きしたいのでございますけれども、時間がないようでございますから、ごく大切な点を二点だけお尋ねしたいと思ひます。まず第一番にお聞きしたいのは、こ

の社会保障制度審議会ができましたところの趣旨は、大内会長も述べにりましたように、大體憲法二十五條の趣旨に基いて、健康で文化的な生活を國民全般に保障する、こういうことが一番の目的になつておるわけでありまゝす。この第一編の目的というところに、はつきりと「すべての國民が文化的社會の成員たるに値する生活を営むことができるように保障する」ということが書いてあるわけなんです。そこで私がお聞きしたいのは、そういう憲法二十五條でいわれておるような文化的な健康な生活、文化社會の一員としてふさわしい生活の基準というものが、どこに置かれておるかということ、この研究試案では明瞭に書いてないわけなんです。その点、非常に私は不十分だと思ふのです。それからこれはこの試案だけじゃなくて、前國會で改正された生活保護法のときに、同じような憲法二十五條に基いて、健康な文化的な生活を國民すべてに權利として要求することを與え、というふうな條文ができておるのに、私どもやはりその基準がどこにあるのかというところをお尋ねしたわけなんです。これは社會施設のことを實際に取扱つておいて、現在の生活保護法の基準といふものでは、實際健康な文化的なことができない、非常に低いものだといふことは、みなお認めになるわけ、一體ではどこに基準があるかといふことをおたしたときに、政府當局の答弁をいたしました。それは現在進められておる社会保障制度審議會の方に課せられた問題なんだ、そこから明確な答弁が出るんだ、ですから、それを

われ／＼は待つておるのだ、こういうお話があつたわけなんです。そこでお聞きしたいのは、はたしてこの社會保障制度審議會の方に、そういう問題が持ち込まれておるか。持ち込まれておりましたならば、この点につきまして、皆さんの方ではどのような具體的な研究をなすつか、それをお聞きしたいわけなんです。もしまだそういうものができていないとすれば、これは私は政府の大きな食言だらうと思ふのです。少くとも會長として大内氏個人としては、現行の生活保護法の基準というふうなものが、少くとも憲法二十五條の意味しておるような、文化的健康な生活の水準として許されるものかどうか。また大内氏個人としては、現在の日本の國民生活費の指數等もたくさん出ておるのではありませんか。きめになるおつもりであるか、この点について最初にまずお聞きしたいわけでありまゝす。

○大内説明員 まさにこの点が問題であります。最低の生活費が、日本においてどのくらいであるかといふ問題と、それからその最低の生活費をこの案が保障するように實際になつておるかどうかといふ問題と二つあると思ひますが、最初の最低の生活費がどのくらいであるかといふ問題につきましては、いろいろの調査があります。日本の生活標準なるものは、西洋のようには、いわゆる賃金労働者によつてきまるようにはなつていないので、つまり賃金労働者でない農民、いわば最低の生活費以下で何か食つておる、あるいは虫のように食つておるといつてもいいのですが、そういうふうに生きておる人間がたくさんあるので、最低生活の實際を知ることは非常にむづかしいのであります。賃金労働者だけについて言いますと、一箇月五千円とか、六千円とかいうのが出ますけれども、それ以外の實際にもらつておる賃金の調査によりまゝと、一箇月千二百円から千五百円ぐらいの人もたくさんあるのであります。こういうことでは生活は決してできていないわけでありまゝす。そこで具體的に日本の最低生活費といふものは幾らであるかといふことを、西洋のような意味においてきめるといふことは、實際むづかしいので、まず腰だめといふことに結局するのではないかと思ひます。そういうのでは政府の調査がたくさんありますけれども、それから平均したり、あるいはそれを合計して割つたりといふようなことで得られないのでありますから、どのくらいであるかといふことをちやんと申し上げられませんのです。そういうことで非常に困りますが、しかしそれより困る問題は、最低生活を憲法によつて保障すると言つておるながら、憲法で保障するだけの力が現在の國民經濟の中にあるか、従つてその國民經濟の中から取上げる租税にあるかといふ問題であります。これは前の問題をどうう答へましても、ちよつとないといふ結論に、大體私どもはなつておるのです。そこでまたさらに、やむを得ずその最低生活なる程度をずつと引下げまして、たとえば養老年金におきましては、七十歳以上の年寄りが、幾らで生活し得るかといふことを、これで答へておるところによりまゝと、一箇月二千円、一年二万四千円、それからまた

寡婦その他におきましては、それではどのくらいかといふ問題に、ある意味において答へておるところによりまゝと、それはやはり一箇月二千円、一年二万四千円、それから子ども一人につきましては、一箇月千円といふようになつて、それもおかつ全國民にそれだけを保障するといふのではなくて、特殊な條件を持つておる者だけを保障するといふことになつておるのです。はなはだその範圍は狭いのであります。

○菊田委員 そうしますと、今會長がおつしやいました中にも、現在の日本の實力は、實際を言つて憲法二十五條がはつきり打出しておるだけのことを國民に保障する實力がないといふことを言われたわけなんです。私も實際そうに思ひます。生活保護法にしろ、あつては社會保障制度審議會から出ております試案にしましても、やつぱりそういうできないことをうたつておることは、私どもとしては、これは非常に不明朗な氣がするのです。なぜかと言いますと、明らかに日本の中では、日本の新聞を見ても、實際生活をし切れないで、どん／＼自分で死んでゐる。一家心中が絶えずあるのに、しかも片方ではそういうふうな、國としてはそういうふうなことは全部保障しているのだ、死ぬ者はかつてだと言わねばかゝりの法律が出て行く。そういう点に十分なやうに、法律の建前そのものも、そうしたうわべを飾らない、むしろ不十分をさらけ出して、率直にこれの改正するやうな形に出してもらひたい。

そういう点で、ひとつ率直な御意見を
さらに伺いたいと思います。

それからまたことに失礼ですが、私先
ほど申しましたように、標準生活費の
ことについての諮問を、審議会はまか
されておるかどうかということについ
てイエス、ノーの御返答と、それから
もう一点厚生省当局は、私どもに対す
る答弁として、あなた方の答案が非常
に科学的になされるのだから、それに
よつて万事は決定されるのだと言つて
おりますが、そういうものを今の審議
会においてなし得る実力があるかどう
かという点、この二点を、御迷惑かも
しれませんが、率直にお答え願いたい
と思います。

○大内閣員 第一の、十分でない
ようなことを日本の法律、特に憲法に
書いてあるし、お前たちのこさえてお
るものにも、そういうような動きがあ
るのはいくつかというお話は、御意見
といたしましては、私も同様の点があ
ります。しかし日本の憲法は、御承
知のようにやはりほかの條文にも、た
とえば人権擁護あるいは教育権その他
の問題でも、やはりそういう色彩をよ
ほど持つておる。その点で憲法二十五
條もやはりそういうふうにあるとい
うことは、はなはだ悲しむべき事実であ
りますけれども、幾分か理想主義的に
できておると思つております。それを
受けて、この目的というふうに書いて
ある所にもそうなつておりますが、こ
れもやはり、それゆゑに保障するとは
書いてないので、わざと保障すること
を目的としておると書いてある。ある
意味においてはごまかしですが、そう
いうことを金額とした一つの立法であ
るという方向を示すという点において

は、必ずしもそうではないのでありま
す。しかし事実としてはなにか「保障
できてない」ということは、その通りで
あります。

それから次に、社会保障制度審議会
が最低生活の調査及び意見を確定に述
べなければならぬということは、会の
定款といひますか、会それ自身の規定
の中にはありませんので、それは多分
論理的にそういうふうな答えられたの
だろうと思ひます。つまり憲法にそう
あるし、社会保障制度といふのは、最
低生活を保障するものであるから、こ
の委員会は最低生活が幾らであるか
ということを知るであらうということ
を答へられたと思ひますが、しかしな
がら、先ほど申しましたように、最低
生活が幾らであるということ、かり
に十分計算して出して見ましても、現
在の問題はそれを十分に保障し得な
い、その距離が相当大きいので、私
どもとしては、それにはそんなに大した
力を注いでおりません。ただ今ある資
料は、全部持つております。

○河田委員 この点はいろ／＼政府当
局との折衝の場合に、私もがやはり
困る点がありますので、さらにもう一
点だけお聞きしたいのですが、先ほど
大内会長から、国民の多数が實際虫の
ような生活をしているというお話です
が、やはり少くとも文化的あるいは健
康的な生活の標準となれば、そういう
ものは最低生活の標準にならないはず
だと思ひます。科学的に最低生活の標
準を出せという場合には、そういうも
のはもちろん標準にならないはずだと
思ひます。それにつきまして、個人
としての御意見でもつけようですが、

簡単にそれをお話したいと思ひま
す。

○大内閣員 先ほど申し上げました
のですが、現実の統計、現実の事実、
それから現実の賃金体系を見ますと、
実際に安いのがあつたのです。子守さん
とか、あるいはそうでなくとも、副業
的な労働を使つておるころでは、非
常に安いのがあつて、最低とい
ふ意味が、もしそういうものをとりま
す、と、とてもお話しにならない、千円とか
千二、三百円ぐらいということになる
のであります。そういうのをとるの
は、私も適當でないと思ひておるの
で、いろ／＼腹だめを結局いたします
れば、四、五千円あれば、十分ではな
いが、いなかも入れて考えれば、何と
か食つて行かれるのじやないか、普通
の人がそういう四、五千円ぐらいのと
ころまで保障し得たならば、社会保障
制度は成功だ、そういうふうな考へて
おります。

○河田委員 一人四、五千円ですか。
○大内閣員 一人といひますか、結
局一家族の中のおもな収入者です。
○河田委員 その点につきまして、も
う少しお伺いしたいのですが、ほかの
こともありますが、その程度にいた
しまして、次に社会保障に対する従来
の掛金を目的税といたしました場合、
これがこの試算によりまして従来の掛
金よりもかえつて重い負担になる場合
があるんじゃないか。現在の社会保険
状態からいへば、掛金で足りなくてほ
んど破綻しているわけでありまして、
これを国家がほんとうに思ひ切つて大
幅な国庫の負担をやらなければならな
いときに、こういう全般的な社会保
障制度をやるといふことになりま

と、どうしても負担が重くなつて来る
と思ひます。どんなりつばな案であつ
ても、先ほどお話しがありましたよう
に、最低賃金もきまつていない、また
失業者があふれている現在のような状
態で、この上大衆の負担を増すような
やり方は、私は賛成できないと思ひま
す。共産党としては、当初から、こ
ういふものは資本家と国家の負担でや
つてもいいというのを主張してい
るわけですが、一歩引いて考へても、
少くとも現在軽くなつて来なければな
らぬと思ひますが、この点はどうで
しようかということなんであります。

イギリスなんかの社会保障制度のお話
を聞いておりました、これを行ひます
ためには、思ひ切つた高度累進課税と
いふものがあらかじめ行われて、その
上に立つてこつたような捕鯊から幕場ま
でというふうな保障制度ができたよう
に聞いておるわけですが、日本の保障制
度の場合でも、その條件として、少く
とも現在よりはる／＼と思ひ切つた高度
累進課税による税金の騰出といふこと
をやらなければつきり明示しておか
ないといふことは、そういう耐え切れ
ない大衆の負担になるのじやないか
と思ひます。そういう御用意につい
ては、どういふふうにお考へでし
ようか。

○大内閣員 被保険者すなわち勤勞
者及び農民、そういう個人の負担は、
どの場合も原則としては、現在よりは
少し安くなることに立案されておるの
でございまして。しかし今お示しの通
り、強制的な目的税として、税として
とるということになりますと、その点
はどうしても、ある一番納めにくい人
は、困難な問題にぶち当たるというこ

は承認しなければならぬと思ひます。
しかしどの階級も、従来よりは少く
も何パーセントかは安くなるように計
算ができております。保険率が高くな
るということはないので、そのい
ろ／＼な制度をみな説明しますと長くな
りますけれども、どの制度におきま
しても、国家の負担部分が相当ふえて
おります。

それから税の問題におきまして、累
進税との関係であります。これは二
つ問題がありまして、普通の税の方
にこの新しい制度の負担がかつて参
ります。それをどうしてとるかという問
題については、これは何らの答案をし
てないもので、むしろ社会保障制度審議
会としては、一般税の問題としてそれ
をそつちになかしてあるわけであり
まして、私個人としては、むしろ税金が
それによつても増徴される場合は、
累進税を希望いたしますけれども、こ
の案では、その点には触れておりませ
ん。それからこの制度の中で新しくふ
える部分につきましては、これも各保
険制度及び全体の制度がよつと込み
入つておりますから一概には申し上げ
られませんが、やはり負担力のあると
ころには余計かけるといふ趣旨ででき
ております。累進税という形では得
るかどうかということになりますと、
ちよつとむづかしいですけれども、と
にかく必ずしも平等ではないようにで
きております。負担力があるところか
ら税をとつて、一般にこれをやる。勞
働者の場合もそうなつておりますし、
いなかの農民の場合も幾分かそうな
つております。

○河田委員 この点は、すでに大内氏
も御指摘になつたのですが、私もさ

に申し上げていいと思いますけれども、現在国民健康保険がこんなに破綻しているのは、つまり掛金の問題が大きいわけで、だれしも現在そういう医療等についての大幅な補助はほしいのですけれども、その金ができないので、これを税金としてとる場合には、やはりそういう現行の料金を目安にした軽減といったような程度では、非常に見込みが狂うというようなことも、十分考えられると思いますので、この点御考慮願いたいと思うのであります。

次に、これは先ほどの岡さんの質問と多少異なる点もあるかと思いますが、とにかくこれを行いますのは、七、八百億くらいの財源を必要としておるわけなんです、現在の政府のやり方で、はたして七、八百億の財源がこの社会保障のためにとれるというところをお考えになるかどうか、私もこの点について非常な危惧を持っています。一応こういうふうなものを一つつくってみても、実際これはいっすり施すか、こういう点につきまして、私は日をあらためて厚生大臣なり大蔵大臣なりに、一体政府はどういう腹かというところをお聞きしたいと思うのですけれども、会長としては、今のようなやり方で、七、八百億の負担を日本の政府の予算の中からとれるというお見通しでおやりになったのかどうか、この点を参考のために伺いたいと思います。

○大内説明員 その点が実は非常にむずかしい点でありまして、御承知の通り自由党は一千億減税とかいうことをスローガンにしておられるので、とにかく新しく四百億円ということと、

そのスローガンとは直接にぶつかるところに思われるのであります。しかしそういうことをいろいろ考慮してあります。なか／＼案がでないもので、そういう政治上のいろ／＼ないきさつというようなことを少し離れまして、戦後の財政状態、それから日本の国民所得、そういうようなものを勘案し、同時に国民生活の中における医療——貧乏人の医者に対する支拂いの苦しさ、そういうことをおもに考えて、このくらいならば政府に出してくれというところを言うことが正しいというものをいろいろ計算をしてみました。そういう計算をしてみますと、決して今の案のように八百億にならないのです。幾つも案ができたのであります。しかしそんなでは困る、おそろくそういうことを言つたつて話になるまいというところで、審議会ではいろいろ考慮いたしまして、つまり押えに押えて、これくらいは、いかに貧乏な日本でも、またいかにそういうことに関心のある薄い危険のある政治状態においてもやつてくれるだろう、またやつてもらわなければならぬというところを言つておるわけです。

しかし実際やつてくれるかどうかというところは、まづたゞ国会及び政府の決心にかんよるものであつて、私もただこのくらいやらなければおかしじやないかというくらいのところを出しておるわけでありまして。

○菊田委員 これは御参考までに申し上げておきますが、現在日本に施行されております社会保険等について、これは健康保険にしましても、あるいは失業保険の問題にしましても、あるいは生活保護法の問題にしましても、私どもがその不備をつきますと、いつで

も政府の方は、いずれ社会保障制度ができて、全般的な組立てができ上つた上で根本的な解決ができるのだというように言われるのです。今のお話によれば、会長自身が、政府は一体これだけの腹でこれをやろうとしているかというところもわからないで、そういうことを言うのは、どうかと思う、予算の点から見ても、今年あたりの政治のやり方から見れば、出費の方はふえる一方だと思ひます。今度の朝鮮の問題なんかを初めといたしまして、警察隊なんかに対してだけでも、やはり一千億に近しいような予算がいらうと思ひます。この上にそうした社会保障制度のために、また数百億というような予算がとれるかどうかというところになる、私もこれは非常な疑義を持つ。これがこういふふうにしてじやん／＼発表されて、あたかもこれで国民は救われるのだというやうな形で出されていることに對しましては、国会の内幕を知つてゐる者といつては、これはまことに遺憾に思ふので、ただいまのような御質問をしたわけでありまして、これ以上は直接政府に対して聞くべきだと思ひますから、御質問は申し上げませんが、そういう趣旨でお伺ひしたのだということを、一応御了解いただきたいと思います。

最後に、すでにこれは各地方で審議会を持たれて、各地方でいろいろな批判がせられてゐると思ひますので、そういう批判に基いてやられると思ひますが、会として、こういう改正はぜひ必要だと思ふというやうなことが他にありなれば、それも出していただいて、どういふふうにして最終案までおつくりになる御計画であるかという

ことだけをお伺ひいたしましたして私の質問は終りたいと思ひます。

○大内説明員 最後の仕上げの問題は、各地の公聴会においてみな書いてもらったものを持つております。それから書かなくても、そのほかのルートを通じて意見をもらつております。そしてこれに対する少数意見——少数意見という言葉は悪いのですが、修正する点についての申入れがずいぶんたくさんあります。これを八月早々から何日か連日私どもの審議会を開きまして——審議会の委員会といふわけでも、事実上においては総会に似ておりますが、そして何となく案をつくりたいという考えでございまして、できないければ多数案、少数案というふうにして、八月十五日ころまでに、とにかく勧告の形にして政府に出してみたいという希望を、審議会としては持つております。これが成功するかどうかは、これからやつてみなければわかりません。

それからお説のことについて所感を申し上げますと、やはりこの案が出て、これが実施できないのに、これによつて国民が非常に救われるというふうに見えかける危険があるということですが、そういう危険も一応あると思ひます。けれども、私も私としては、少くともこれだけのところをやらせないと、せつかく日本が新しい民主主義国家として出発しているというやうなこと、体裁さえ整わないのではなからう、または従来の厚生予算に充てられてゐる、そのまことに貧弱な面から見ても、従来の考えを

○寺島委員 菊田委員に申し上げます。大内先生は二時から関係方面に参られることになつておりますので、松谷委員に御発言願ふことになつておりますが、よろしくございませう。

○菊田委員 よろしくございませう。

○寺島委員 次は松谷天光君。

○松谷委員 時間もございませぬので、根本的な点だけ一、二点だけお伺ひしたいと思ひます。

先ほどの会長の御答弁を伺ひまして、会長の試案を御作成になられるまでの御努力と熱意を、十分了承させていただきますのでございませぬが、なお納得が行かない点が二、三ありまして、先ほどの岡委員の御質問に對しまして、会長より、その御熱意のあるところ、または審議会の立つ地位につきまして御説明がございました。また内閣に對する立場が、單なる研究会ではないという、その課せられた責任と、權利と申してはいいかと思ひますが、そういう一つの重要性を持つた審議会の性格をもお述べいただいたのでございませぬ。そのときの会長の御答弁、または菊田委員の質問に對する御答弁の中に、これはいかなる性格の内閣がございようとも、八百億からの予算はとれどと考へてゐるというお言葉があつたやうに伺つたのでございませぬが、やはり私も考へましたときに、この八百億になん／＼とする予算というものは、相当とりにくい予算ではないかと思ひます。菊田委員が御説明になつておりましたやうな現状もございませうし、または従来の厚生予算に充てられてゐる、そのまことに貧弱な面から見ても、従来の考えを

そのままだと参りますれば、いかに審議会が御熱意を持って勧告されましても、この八百億の予算が当然とれるものとは考えていないのでございませう。また私はその内閣の性格いかんにかかわらず、八百億に近いものがとれるという考え方自身、どうも納得が行かない。これは私の考え方がまだ足りないのかもわかりませんが、納得が行かないのでございませう。やはりその内閣の立つ、その政治の立つ根本的主義がどこにあるか、社会保障制度が、主義だけで運営されるものとは、もちろん私は考えておりません。またこの法案が、いかなる主義でなければ運用できないかというようなことも考えておられませんけれども、少くともやはり現在行われておるその政治の根本性格と、吉田内閣の持つ性格というものは、いかなる一本の線の上に立つておると私は考えるのでございませう。そういう場合の内閣と、あるいはまたもう一步社会主義への移行を見たその内閣によつて、この社会保障制度が扱われる場合とは、そこに大きな相違がある。またそれによつて予算というものの組み方も相当違つて来るのではなからうかと思ひますが、そういう点につきまして、会長はそういう基礎と切り離してこの法案を御作成になられたのでございませうか、やはりそういう一つの基礎の上に立つて、この法案が妥当であるとお考えになられたのでございませうか。質問の仕方が非常にまづうございませうけれども、御答弁願ひます。

○大内閣説明員 お答えいたします。私個人というより、この案を押し出して参りますと、いろいろ考えがあるわけでありまして、しかし世界の社会保障制度の例から見ると、たとえばイギリスにおける実情、アメリカにおける実情、その他最近特に世界の各国にこの制度が行われておる、そういう思想的背景は、やはり二つあると思ひます。一つは、資本主義そのものを、なるべくならば安泰にするために、幾分損であるけれどもお金を出さう。労働者及び貧民、あるいは社会問題のためにお金を出すという方法として、その道として社会保障をいたすというの、一つの考え方だと思ひます。もう一つは、申すまでもなく社会保障制度を通じて、改良的な意味で、社会主義への道を歩もうという考え方でありませう。私自身は、この二つの考えは、現在の世界においてはあり得ることであるし、また日本でも現実にあると思ひております。私としては、なるべく両者を妥協して、そうしてそのうちで妥協し得る最大の案をあげたいという案をつくりたいと思つたわけであらう。これはできないことではないので、つまり日本における社会保障制度の必要という問題、すなわち問題の大きさというものは絶大でありまして、外国のようにな小さいものではないのですから、それに対してわかつて得る金というものは、そうないという二つの問題がありませうから、みんなの熱意がそこに集まるというところの最大の線があり得るだらうというやうなことで、この案を出しておるわけでありませう。具体的に申しますと、この案が自由党ではできないというふうには考えないので、自由党内閣でも必ずできると考えております。

○松谷委員 重ねて一、二点伺ひたいのですが、その場合には、やはり社会政策としての社会保障制度というところに了承してよろしうございませうか。

○大内閣説明員 もし自由党のみが自由党のイデオロギーでやるということになれば、そうだと思います。しかしその場合に、現在の社会党その他の政党が参加して、しかもその参加の中には、社会主義への道というところも考えて参加して下さるならば、そうしてこの案ができるならば、その範圍においてやはりそういう性質を持つと思ひます。

○松谷委員 先ほど田田委員に対する会長の御答弁の中で、大抵最終案は八月の十五日ごろまでにおまとめになりたいたいという御意見を伺つたのでありますが、会長の今までの御見通しから参りますと、この法案が成立された場合に、昭和二十六年予算の中にこれが実施できるというやうなお見込みがございませうか。あるいはない場合には、一体いつごろからこの実施が見られるというお見込みでございませうか、お伺ひしたい。

○大内閣説明員 その点を私は政府に申し入れておられますけれども、政府からは、まだ回答を得ておりません。といふのは、つまり現実の勧告が出ていないから、政府としても答える段階になつていないのだと思ひますが、こういう情勢になつてゐるということを政府に申し入れておられます。そうして二十六年予算算から、なるべくならば実行に着手してもらいたい、おそくても二十七年年度には全部走り出すやうにしてもらいたいということを考えております。

○松谷委員 会長は、お時間もありません、たいへんお急ぎのようでありませうから、あとこまかい点は事務局長から伺わせていただきたいと思います。

○寺島委員 田田さん、事務局長に御質問ございませうか。

○田田委員 私は先ほどお願いいたしましたように、あらためて厚生行政一般の問題が出来ますときに、厚生大臣にお願いしまして、あわせて大蔵大臣につきましても、どのくらいの腹でこの実施を確保しておるかというやうなことをお伺ひすれば、こまかい点につきましても、なお最終案ができますときに、今日のお聞きすればいいと思ひます。

○松谷委員 ただいままでお伺ひいたしましたところでは、まだ審議会の方から政府に対して、はつきりした正式の勧告も出ておらない。従つて内閣としまして、これの予算措置に対する決意も、まだ決定してないというやうな場合に、予算措置をよそにして試験だけを検討するといふことは、私はあまり有意義ではないと思ひます。こまかい多くの点は、いずれ大臣のほうに留保したいと思ひますが、事務局長がおいででございませうから、一点だけ伺ひさせていただきます。

住宅の問題でございませうけれども、第四部というところに住宅という部面が設けられておまして、不良住宅地区に対する清掃、また住宅保護というやうな問題が、非常に理想的に掲げられておるのでありますけれども、先ほど会長がお話になつておられた八百億という予算の中には、住宅資金も含まれておりますのでございませうか、それともこういう住宅政策につきましては、八百億より別途に講ずるというやうなお考えでありますやうか。

○小島説明員 先ほど会長が七、八百億と御答弁になつた中には、住宅というものは入つておりません。あれは最低限度という費用が見積られて入つております。従つて社会福祉とか公衆衛生の面におきましては、政策によりまして相当多額の費用を費す場合もありますし、また財政面によりましては、非常にこまかい経費しかもらえない場合もありませう。従ひまして、先ほど会長のおつしやいましたのは、最低限度必要というのを主として言われたのでありまして、住宅問題全般に關する問題は含まれていない、こういうふうには御了承願ひたいと思ひます。

○松谷委員 そういうことを伺ひますと、私どももなお一層不安になるのでございませう。おそくこの法案を一條一條検討し審議させていただきます。住宅と同じやうに、今もおつしやつた公衆衛生とかその他の面で、あつた最低限八百億円ではなし得られない別途会計のものが相当あると思ひますのでございませう。そういうものの全部含めてと申しましても、住宅の予算など含めれば、これはとても数を出しただけで、おそく内閣はそんなものではないといふ一言のうちにしりぞけられるやうな多額になるのではないかと、思ひます。一応成案ができるまでには、こういう住宅の面に必要のある費用、これはおそく建設費で出て参りますか、

公共事業費で出て参りますか、そういう点を、公衆衛生その他について、八百億以外の予算が必要とされる面の資料をぜひおつくりいただいて、参考にさせていただきたいと思つております。それは成案ができるまでにお願ひできますでしょうか。大体のお見通しでけっこうです。それを伺いませんと、せっかく社会保障制度が法案としてできて来ましたが、具体的に私どもの生活に社会保障制度が浸透して来るその時期の見通しがつかないような気がいたします。

○小島説明員 ただいまの全般的な問題につきまして、松谷委員のおつしやる通り、この問題の全般的な財政計画はむろん必要であります。審議会としても、十二分にそういう調査をいたしておるわけでありませうけれども、ただこの問題については、おのずから緩急がありまして、いろいろの社会保障の問題につきまして、公衆衛生の問題につきましても、一応年次計画というものを考えなければなりませんし、住宅問題についても、そういうような年次計画を考えて行かなければなりません。そういうような意味で、研究はいたしております。

○松谷委員 そのような予算措置の場合には、もちろんのことだと考えますけれども、住宅問題であれば、建設省なり、あるいは建設委員会なり、そういうものとの綿密な御連絡をとつておいでになるのをごいませうか。それとも審議会だけのお考えでそれをお運びになつておられるのでしょうか。

○小島説明員 松谷委員は、住宅というものを全般的な住宅行政のようにお考えになつておるのでしようが、社会

保障として考える住宅という問題は、低額の所得者に対して、たとえば引揚者の住宅のごとく、低額所得者に対して、公共の事業費をたくさん出して、それを低額で貸すものについて主として考えているわけで、一般の震災で焼けたとか、住宅が拂底しておるといふ住宅全般の対策を一般にやるという問題につきましては、社会保障の分野ではない。ここで考える分野は、医療における現物給與と同じように、住宅に困つた者に対して現物で給與する、そういう意味での住宅行政というものを考えておるわけでありませう。

○松谷委員 そうすると、予算措置というものは、やはり厚生予算の中にとられる住宅予算でございませうか。そう解釈してよろしいのですか。

○小島説明員 大体さうな考えででき上つております。

○松谷委員 他の質疑はいずれ大臣のはつきりした御答弁をいただいてから、させていただきます。

○寺島委員 本件について、他に質疑はございませんか。——御質疑がないようですので、本日はこの程度で散会いたします。次回は公報をもつて御通知申し上げます。

午後二時十二分散会

昭和二十五年八月三日印刷

昭和二十五年八月四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所